

【2022年9月24日理事会審議】

選手強化委員会

2022年度 強化指定選手選考基準及び海外派遣選手選考要綱

第1条 目的

1. 日本ライフル射撃協会 選手強化委員会として、選手自身の成長を促進し国際的に活躍できる選手を強化していく  
  
国際基準レベルの選手の強化とともに、若手選手の強化を行い、選手層を厚くしていくことを目的とする  
  
ワールドカップ・世界選手権で入賞以上、オリンピックでメダル獲得を目指す選手強化を行う
2. 強化指定選手・ナショナルチーム選手は、日本代表選手として、ふさわしい国際的競技力と優れた人間力及び品位を兼ね揃えた選手でなければならない
3. 本要綱は、強化指定選手の指定ならびに国際大会派遣及び選手強化事業等に関して必要な事項を定めるものである

第2条 定義

1. この要綱で使用する用語の定義を次のように定める
  - (1)強化指定選手は、国際大会で入賞以上を目指すことを目的とし強化を行う選手  
  
ナショナルチーム選手は協会が指定した海外派遣選手
  - (2)強化スタッフは、選手強化委員会委員及び強化指定選手・ナショナルチーム選手の技術的サポート、医科学情報戦略サポート等を担当する者をいう

第3条 チーム編成

1. チーム編成は、ハイパフォーマンスディレクター、ナショナルヘッドコーチ、ナショナルチームコーチ、ナショナルチームスタッフ、強化指定選手、指定スタッフ、その他選手強化委員会が認めた者をもって構成する
- 2.強化指定選手・ナショナルチーム選手は、選手強化委員会の管理、監督下に置く  
  
チーム編成の年度は、4月1日から翌年3月31日までの協会活動年度を基本とする

#### 第4条 対象種目

1. 強化指定選手の対象とする競技種目は、パリ2024の実施種目とする

＜ライフル＞4種目

- (1) 男子10mエアライフル (AR60) 及び50mライフル3×20 (FR3×20)
- (2) 女子10mエアライフル (AR60W) 及び50mライフル3×20 (R3×20)

＜ピストル＞4種目

- (1) 男子10mエアピストル (AP60) 及び25mラピッドファイアピストル (RFP)
- (2) 女子10mエアピストル (AP60W) 及び25mピストル (SP)

#### 第5条 強化指定選手 選考及び認定

1. 強化指定選手は、下記に定める強化指定ランキング5位までに入っている選手を指定する

強化指定選手は、NTCイースト射撃場での個人練習を認める

NTCへの個人負担での宿泊手配も可能とする(宿泊可能日は別途相談とする)

(ただし、4月・10月に入れ替えを行う。個人練習ができる日程は別途定める)

2. 強化指定選手Aの指定

下記に定めるA基準点(2018年ワールドカップ8位相当)を指定試合でクリアし、その試合を含む強化指定ランキング5位以上の場合指定する

指定期間は上半期(4月～9月)、下半期(10月～3月)とし、クリアした試合の半期の翌半期まで指定する

強化指定選手Aは強化合宿への参加が優先される

(なおWC・世界選手権で8位入賞し、その試合を含めた強化指定ランキング5位以上であれば指定する)

なお、2021年度NT選手指定されているものは、2022年3月に強化指定選手Aに指定されたものとして取り扱う

## 第6条 強化指定ランキング

1. 強化指定ランキングは、強化指定選手認定のための指定対象試合の国際大会及び国内試合での競技成績を下記の方法で算定する

### <強化指定ランキング算定方法>

強化指定選手認定のための指定対象試合での本選点数を元に、下記の通りポイント換算する

(国内試合は本選点数を採用する

海外試合も本選点数を採用するが、本選出場できなかった場合予選点数を採用する)

(例580点→580ポイント)

(1)ポイント獲得時には、獲得ポイントに以下の係数を掛け合わせる

- ・世界選手権で8位以上入賞した選手は係数 [1.013]
- ・ワールドカップ・GRANDPRIXで8位以上入賞した選手は係数[1.01]
- ・上記以外及び国内試合は係数 [1]

(2)ポイント獲得年度の翌月1日を基準とし、基準から1か月経過するたびに、上記のポイントに[0.999]を掛け合わせる

(3)上位3つのポイントを合計しランキングを作成する

- ★ 試合ごとのポイントを小数点第三位で四捨五入する
- ★ 合計が同ポイントの場合での順位は、直近の試合でのポイントが高いものを上位とする
- ★ なお、すでに実施済みの3×40競技の点数は、1/2のポイントとする
- ★ ポイント表を作成するにあたり、2020年4月1日からの成績を反映させ、有効期限は設けない  
なお2020年度・2021年度の成績は旧ナショナルチーム選手選考基準及び海外派遣要綱にて指定された試合を対象とする

強化指定ランキングは、協会ホームページで公表する

なお、以前のNTランキング制度は廃止する

## 第7条 強化指定選手選考 指定対象試合

1. 強化指定選手認定のための指定対象試合は下記のとおりとする

(国内試合は本選点数を採用する

海外試合も本選点数を採用するが、本選出場できなかった場合予選点数を採用する)

<ライフル選考対象試合>

- ・2022年度 アジア大会・WC・GRANDPRIX・世界選手権・アジアエアガン
- ・2022年度 各海外派遣選考記録会、強化指定選手選考記録会
- ・2022年度 全日本選手権
- ・2022年度 全日本選抜

<ピストル選考対象試合>

- ・2022年度 アジア大会・WC・GRANDPRIX・世界選手権・アジアエアガン
- ・2022年度 各海外派遣選考記録会、強化指定選手選考記録会
- ・2022年度 全日本選手権
- ・2022年度 全日本選抜

※海外留学等、海外で活動している選手の指定対象試合については、事前に申請を行い大会規模や条件が同等と認められれば指定を行える

その他協会が派遣を行った海外試合も指定される

第8条 基準点

強化指定選手基準点については、下記の点数とする

1. A基準点については、下記の点数とする

2018年世界選手権及び以降のWC4大会の8位入賞平均記録

<ライフル種目A基準点>

10mAR男子	628.4 点
10mAR女子	628.4 点
50m3×20男子	588 点
50m3×20女子	586 点

<ピストル種目A基準点>

10mAP男子	581 点
10mAP女子	577 点
25mRFP	584 点
25mピストル	584 点

2. B基準点については、下記の点数とする

2018年世界選手権及び以降のWC4大会の20位入賞平均記録

<ライフル種目B基準点>

10mAR男子 626.6 点

10mAR女子 626.6 点

50m3×20男子 586 点

50m3×20女子 584 点

<ピストル種目B基準点>

10mAP男子 578 点

10mAP女子 573 点

25mRFP 577 点

25mピストル 581 点

第9条 強化合宿への参加に関して

1. 強化指定選手Aが参加できる
2. 強化指定選手Aがいない場合、種目1位の選手が参加ができる
3. ナショナルチームコーチが指名する将来が期待できる若手選手(ライフル25歳以下、ピストル29歳以下)を、選手強化委員会が予算の範囲内で参加要請することができる  
若手選手を対象とした強化合宿を行う場合もある

第10条 海外試合派遣選考に関して

海外試合の派遣に関しては、下記に定める方法をもって選考を行う

(なお予算の都合上派遣人数を制限する場合もある)

1. ワールドカップ リオ大会 派遣を行わない

## 2.ワールドカップ バクサー大会

2022年4月に開催されるアジア大会・WCバクサー選考会の各種目の結果に於いて

① A基準点をクリアした選手(上位3名まで)

\* ①で規定人数に達しない場合、下記の方法にて決定する

② B基準点をクリアした選考会1位の選手

③ B基準点をクリアした強化指定選手A

④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手

⑤ 強化指定選手A

⑥ 派遣予算がある場合、若手選手(ライフル25歳以下、ピストル29歳以下)を選考会上位者から選考する

## 3.ワールドカップ チャンオン大会

2022年5月に開催されるWCチャンオン選考会の各種目の結果に於いて

① A基準点をクリアした選手(上位3名まで)

\* ①で規定人数に達しない場合、下記の方法にて決定する

② B基準点をクリアした選考会1位の選手

③ B基準点をクリアした強化指定選手A

④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手

⑤ 強化指定選手A

⑥ 派遣予算がある場合、若手選手(ライフル25歳以下、ピストル29歳以下)を選考会上位者から選考する

#### 4. アジア大会 杭州

アジア大会は男子6名女子6名を派遣する

派遣はメダル獲得ができる選手とJOCから要望されている

2022年4月に開催されるアジア大会・WCバクレー選考会の各種目の結果にて以下の選考方法にて種目ごとを調整し派遣メンバーを決定する

- ① A基準点をクリアした選手
- ② B基準点をクリアした選考会1位の選手
- ③ B基準点をクリアした強化指定選手A
- ④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手
- ⑤ 強化指定選手A

#### 5. 世界選手権 カイロ

2022年8月に開催される世界選手権選考会の各種目の結果に於いて

★WCバクレー・WCチャンオン大会で4条の該当種目にて8位入賞以上の成績を上げた選手は、その種目の出場権を与える (RPO選手の本選順位8位以上ならびにファイナル出場者が該当する)

- ① A基準点をクリアした選手(種目3名からWC入賞者の人数を減した人数まで)

\* ①で規定人数に達しない場合、下記の方法にて決定する

- ② B基準点をクリアした選考会1位の選手
- ③ B基準点をクリアした強化指定選手A
- ④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手
- ⑤ 強化指定選手A
- ⑥ 派遣予算がある場合、若手選手(ライフル25歳以下、ピストル29歳以下)を選考会上位者から選考する

★世界選手権で4条の該当種目にて8位入賞以上の選手には、次年度WCの希望する1大会の該当種目の出場権を与える (RPO選手の本選順位8位以上ならびにファイナル出場者が該当する)

#### 6. GRANDPRIX 大会

ISSFオリンピックランキング(OROG)にランキングされている選手の中から、予算が許す限り上位者から派遣を行う

## 7. アジアエアガン(韓国 テグ)

2022年8月に開催される世界選手権選考会の結果にて、若手選手(ライフル25歳以下、ピストル29歳以下)で下記選考内容から選考する

① A基準点をクリアした選手

\* ①で規定人数に達しない場合、下記の方法にて決定する

② B基準点をクリアした選考会1位の選手

③ B基準点をクリアした強化指定選手A

④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手

⑤ 強化指定選手A

⑥ 派遣予算がある場合、選考会上位者から選考する

## 8. グランプリ(スロベニア)10m、グランプリ(クロアチア) 10m 2023年1月

ライフル10m 男女各1名、ピストル10m 男女各1名 計4名を派遣する

派遣選手はアジアエアガン終了後のISSFオリンピックランキング各種目最上位者とする

なお、協会派遣以外にISSFオリンピックランキング各種目日本人2位となる選手1名を

自費(試合参加費・交通費・宿泊費他にかかわる全ての費用)にて派遣できる。

## 9. ワールドカップ ジャカルタ大会 2023年1月

ライフル10m、ピストル10m、ライフル50m、ピストル25m 男女各1名 計8名を派遣する

派遣選手はアジアエアガン終了後のISSFオリンピックランキング各種目最上位者とする

なお、協会派遣以外にISSFオリンピックランキング各種目日本人2位となる選手1名を

自費(試合参加費・交通費・宿泊費他にかかわる全ての費用)にて派遣できる。

## 10. アジアライフル・ピストルカップ 2023年3月

要項が不明の為、2022年12月の理事会にて決定する



なお国際大会への派遣は、下記のとおりとする

- (1) 国際大会への派遣選手については、理事会の承認を受けた本要綱に基づき、選手強化委員会は選手強化本部会の承認を得て決定し、理事会に報告する
- (2) 派遣人数については種目により異なり、派遣種目、人数は選手強化委員会で決定する
- (3) 出場選手は、選ばれた種目以外の種目について、選手強化委員長の判断で出場させることができる
- (4) RPO選手、10mミックス種目、TEAM種目の選手の決定については、現地での監督、コーチの判断及び選手の試合直前のコンディションを考慮して選手強化委員長が決定する
- (5) 経費その他の事由により、選手を派遣しないことがある

#### 第11条 パリ2024オリンピック出場権の取り扱いについて

世界選手権・ワールドカップでオリンピック出場権を獲得した選手、オリンピックポイントによるオリンピック出場権を獲得した選手には、パリ2024オリンピック出場権を与える

ただし、2024年3月末時点で強化指定選手であることを条件とする

条件を満たさなかった場合には選考会を実施する(選考会の要項に関しては別途定める)

#### 第12条 強化指定選手及びナショナルチーム選手の行動規範

1. 強化指定選手及びナショナルチーム選手は、本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない
2. 強化指定選手及びナショナルチーム選手が、日本代表としてふさわしい行動をとらなかった場合及び以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止する
  - (1) 正当な事由がなく無断で強化指定選手合宿を欠席したもの
  - (2) 選手強化委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したもの
  - (3) 選手強化ならびにナショナルチームの目的に反する行動を取り、選手強化委員会の是正に応じないもの
  - (4) 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したもの
  - (5) ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたもの

#### 第13条 要綱の改正等

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得なければならない
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合は選手強化委員会が判断し、理事会に報告する

#### 付則

1. 本要綱は、2022年2月26日理事会での承認された時点で適用される
2. 本要綱は、2022年7月9日理事会で第10条5項の修正が承認された時点で適用される
3. 本要綱は、2022年9月24日理事会で第10条8.9. 10項の追加が承認された時点で適用される